

保健福祉課

健康増進係 (134)

令和5年度も

新型コロナワクチン

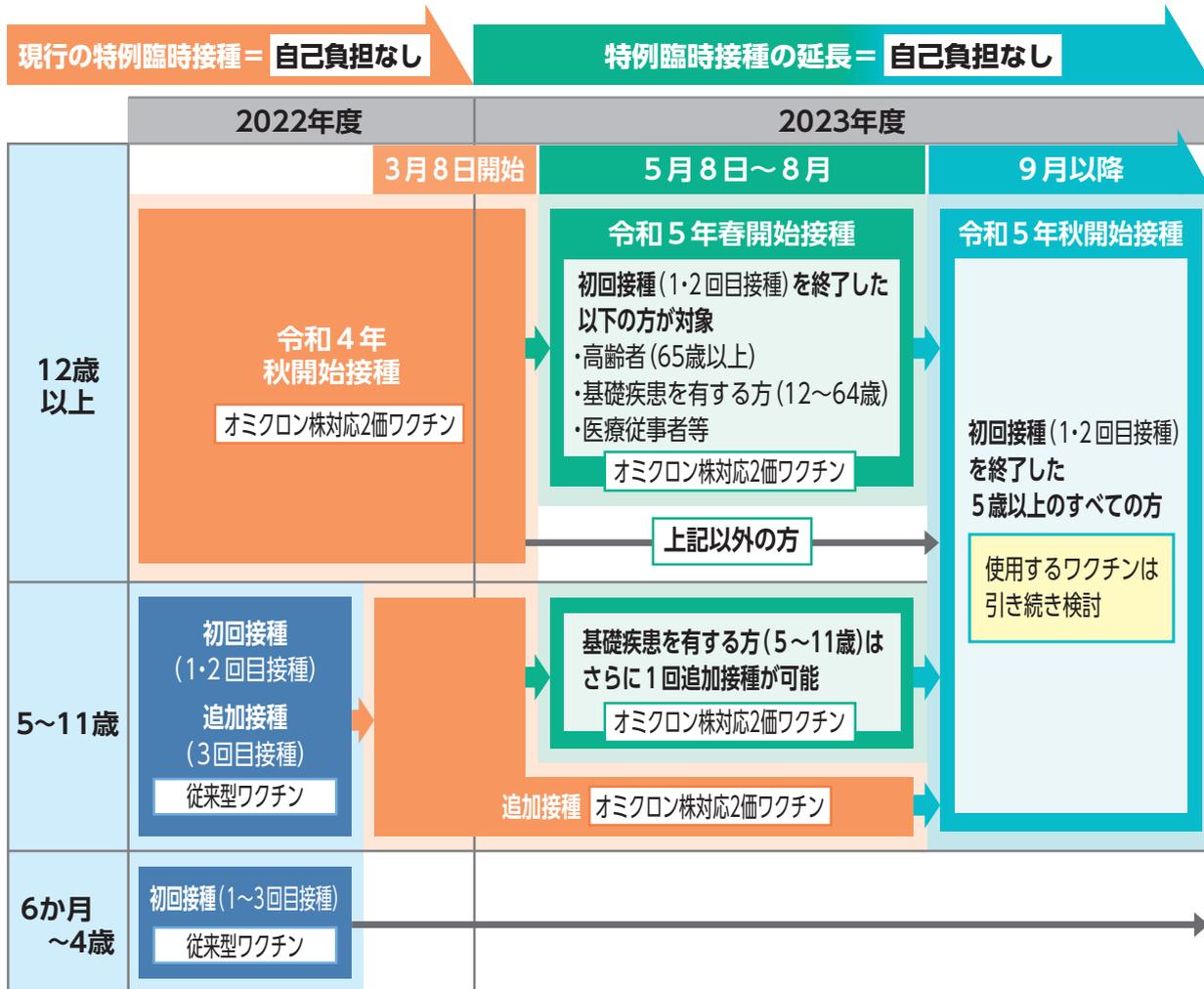
すべての方が自己負担なしで接種できます

令和5年3月13日時点の情報です。今後変更になる可能性があります。

特例臨時接種が延長となり、令和5年度も引き続きすべての方が自己負担なしで新型コロナワクチンが接種できることになりました。

大崎町においては、5月15日から医療機関接種がスタートする予定です。詳しくは、対象者に送付されるお知らせをご確認ください。

令和5年度における新型コロナワクチンの接種のイメージ



(※)3月8日以降は追加接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることとなります。

初回接種(1・2回目接種)がまだの方

まずは、1・2回目接種(従来型)を受けてください。

(※)1・2回目接種(従来型)が完了すれば、最後の接種から3か月以上間隔をあけて、オミクロン株対応2価ワクチンを接種できます。

令和4年秋開始接種は、令和5年5月7日で終了しますので、まだ令和4年秋開始接種を受けていない方のうち、令和5年春開始接種の対象者でない方で、令和4年秋開始接種を希望される場合には、必ず**令和5年5月7日までに接種してください。**(既にオミクロン株対応ワクチンを1回でも接種している場合は、令和4年秋開始接種は接種済ということになります)